

第2編 基本構想

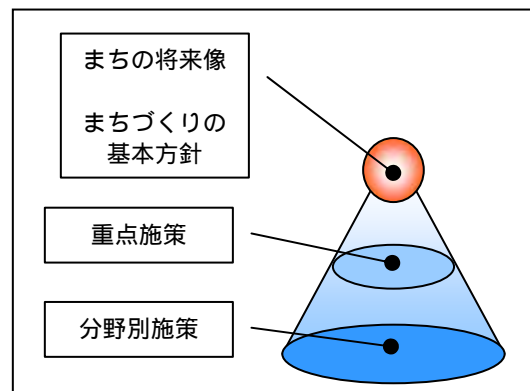
第1章 総合計画の体系・施策の構成図

(1) 総合計画の構成

伯耆町総合計画の構成は、以下のとおりとします。

1) 基本構想

基本構想は地方自治法第2条の規定に基づき、平成27年度を目標年度とし、長期的な視点に立ってまちの将来像を明らかにし、その実現に向け基本指針を示すものです。



【まちの将来像】

森と光が織りなすうるおいのまち 共生と交流の伯耆町

(サブテーマ) ~ 誇りと愛着のもてるまちづくり ~

【まちづくりの基本方針】	【重点施策】(まちづくりの基本方針に対応する5のプロジェクト)
住みよさを感じるまち	快適な住環境プロジェクト
地域産業を育むまち	ブランド育成プロジェクト
豊かな心が育つまち	地域の人づくりプロジェクト
健康で安心して暮らせるまち	暮らしの安心プロジェクト
住民と行政による協働のまち	協働のまちづくりプロジェクト

【分野別施策】

基本的に取り組む施策（8つの分野）

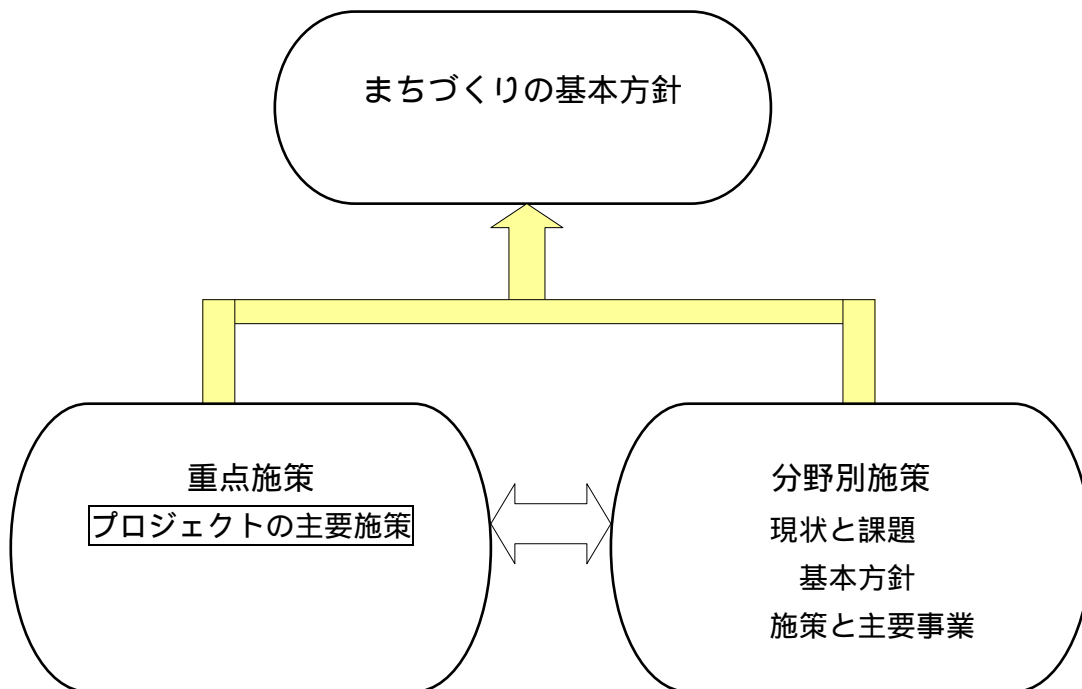
生活環境	生活基盤	農林業	商工観光
教育・人権・文化	保健福祉	コミュニティ	行財政

2) 基本計画

基本計画は中期的な計画であり、基本構想の実現のための基本的な方策を示したものです。

基本計画はまちづくりの分野ごとの現況と課題、基本方針及び具体的な方策について明示したものです。

基本計画の構成図



3) 実施計画

実施計画は短期的な計画で、基本構想、基本計画に基づいて本町が実施する事業を示す計画です。

